

食安輸発0510第5号  
平成23年5月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(タイ産マンゴー)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年5月10日付け食安輸発0510第4号）によりお知らせしたところです。

今般、タイ政府から、下記の輸出業者について、マンゴーの検査命令免除輸出業者として登録する旨の連絡があったことから、同通知の別表22を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

Wei Hong (Thailand) Co., Ltd.